

春は火災の起きやすい季節です～消防署からのお知らせ～

(春季全国火災予防運動 実施期間：3月1日～3月7日)

全国統一防火標語 「ひとつずつ いいね！で確認 火の用心」

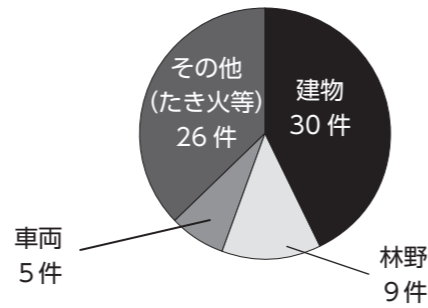
昨年1年間の火災発生状況

令和元年の1年間、須賀川地方広域消防組合管内では70件の火災が発生しました。

うち建物火災が30件、たき火や枯れ草焼却から出火したその他の火災が26件で、総火災件数の大半を占めています。

火災は、いつ、どこで発生するか分かりません！

令和元年の火災発生状況 (合計70件)



枯れ草火災に注意！

春の農繁期を目前に控え、この時期に多いのは「火入れ」が原因で近くの建物や山林に延焼してしまう火災です。これらの火災は風向きなどにより思わぬ方向へ延焼してしまい、火の回りも非常に早く、消火が困難になるのが特徴です。

火入れにより火災が発生し、けがをする方もいますので、もう一度火入れの怖さについて考えてください。届出をしても、煙等による苦情があった場合、焼却作業を中止していただくことがあります。

害虫駆除のための野焼きは、役場総務課 (☎ 62-2111) へご相談ください。

●問い合わせ先 須賀川消防署鏡石分署 ☎ 62-4511



日頃から注意しましょう

自宅で火を出さないために

- ・ **ストーブ**は、燃えやすい物の近くで使用しない。
- ・ **ガスコンロ**の周りに物を置かない。その場を離れるときは火を消す。
- ・ **コンセント**はタコ足配線しない。定期的清掃する。
- ・ **放火**されないように燃えやすい物を外に放置しない。
- ・ **寝たばこ**はしない。灰皿には水を入れる。

火災になった時に命を守るために

- ・ **住宅用火災警報器**を設置し、定期的に点検する。
※設置から10年を目安に交換する。
- ・ **消火器**の設置場所を確認する。
- ・ 避難経路を確認し、避難の妨げになる物を置かない。
- ・ 寝具、カーテン等には**防災品**を使用する。
- ・ 火災の時は、大声で周りに知らせながら避難する。

●問い合わせ先 須賀川地方広域消防本部 予防課 ☎ 76-3114

狂犬病予防注射を受けましょう！

狂犬病予防法では、生後91日以上の犬の飼い主に、飼い犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を義務づけています。

町では、右表の日程で狂犬病予防注射を実施しますので、必ず受けるようにしてください。なお、当日都合の悪い方は後日、動物病院で予防注射を受けてください。飼い犬が死亡しているという方は、健康環境課までご連絡ください。

- **料 金**
- ・ 予防注射料 3,250円
(注射済票交付手数料550円を含む金額です)
- ・ 登録料 3,000円

- **注意事項**
- ①会場には、犬を制止できる人が連れて来てください。
- ②次の場合は、予防注射を受ける前に、獣医師に申し出てください。
 - ・ 犬が病気がかかっていると思われるとき
 - ・ 犬が予防注射でショックなどの副反応をおこしたことがあるとき
 - ・ 妊娠初期・末期のとき
 - ・ 1か月以内に、ほかの予防注射を受けているとき

●問い合わせ先 健康環境課 ☎ 62-2115

狂犬病予防注射実施日程

実施日	実施場所	時間
4/16(木)	久来石転作センター	9:00～ 9:30
	笠石多目的集会所	9:40～10:00
	笠石防災センター	10:10～10:40
	旭町コミュニティセンター	10:50～11:20
	豊郷構造改善センター	11:30～12:00
	成田保健センター	13:10～13:40
	成田北町集会所	13:50～14:10
	桜町俵井集会所	14:20～14:40
	南高久田多目的集会所	14:50～15:10
	鏡田転作センター	15:20～15:40
4/17(金)	高久田多目的集会所	15:50～16:10
	深内多目的集会所	16:20～16:40
	大池団地集会所	16:50～17:10
	仁井田多目的集会所	9:00～ 9:30
	鏡石4区集会所	9:40～10:00
4/19(日)	さかい集会所	10:10～10:40
	鏡石1区集会所	10:50～11:20
	3区コミュニティセンター	11:30～12:00
4/19(日)	勤労青少年ホーム	9:00～11:00

新型コロナウイルス関連感染症について (注意喚起)

中国の湖北省武漢市において、令和元年12月以降、新型コロナウイルス関連感染症(COVID-19)の発生が多数報告されており、国内でも感染者が確認されています。インフルエンザなど感染症の流行時期でもあることから、咳エチケットや手洗いの徹底等の通常の感染症予防に努めてください。

対策や予防法など一般のお問い合わせについては、下記の厚生労働省や福島県庁の専用コールセンター、地区保健所へご相談ください。

- 厚生労働省 専用電話相談窓口 ☎ 0120-565-653 (受付時間：毎日 9時00分～21時00分)
- 福島県庁 相談専用ダイヤル ☎ 024-521-7871 (受付時間：平日 8時30分～21時00分)
- 県中保健所 医療薬事課 ☎ 0248-75-7818 (受付時間：平日 8時30分～17時15分)

※政府対策本部が示した以下の受診相談の目安に該当する方、過去に定義された感染が疑われる方については、**医療機関を受診する前に、県が設置している下記の「帰国者・接触者相談センター」**にご相談ください。

- ① 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方(重症化しやすい高齢者や糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患患者、透析受療者、免疫抑制剤や抗がん剤等使用者の方は、状態が2日程度続く場合。また妊婦の方も念のため重症化しやすい方と同様に早めに相談を)
- ② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- ③ 発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状(肺炎を疑わせる)があり、発症14日以内に湖北省・浙江省への渡航歴や滞在歴の有る方、その者との濃厚接触歴がある方、新型コロナウイルス感染確定者との濃厚接触歴がある方

- 帰国者・接触者相談センター(県中地区) ☎ 0248-75-7827 (受付時間：平日 9時00分～17時00分)

●問い合わせ先 健康環境課 ☎ 62-2115